



学びの環境づくり

えりも町教育大綱

～ 人を大切にし、人にやさしいまちづくり ～

平成 29 年 11 月

えりも町

I はじめに

少子高齢化や核家族化、高度情報化、グローバル化などとともに、価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など、社会情勢が大きく変化している中、地域における教育の充実はますます重要となっています。

このような時代に対応した人材を育成するため、ふるさとえりもで子どもたちが生き生きと学び育つことができ、あらゆる世代が生涯にわたり自ら学び、学んだ成果を地域で生かせるよう、今後の本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針を示す「えりも町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

II 大綱の位置づけ

- 大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定するものです。
- 総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整し、町長が策定するものです。
- えりも町におけるまちづくりの最上位計画である「えりも町総合計画」を踏まえて策定いたします。

III 大綱の期間

- 大綱の期間は、平成30年度から33年度までの4年間とします。
- 計画の見直しは、社会経済情勢の変化や「総合計画」の改定に合わせ、必要に応じて行います。

* 第6期えりも町総合計画（平成28年度から平成37年度）
教育分野基本目標：人を大切にし、人にやさしいまちづくり
（教育、生涯学習、人材育成）

* えりも町教育大綱（平成30年度から平成33年度）

Ⅳ 基本目標

第6期えりも町総合計画における教育分野の目標を、大綱の基本目標とします。

人を大切にし、人にやさしいまちづくり

子どもと高齢者にやさしいまちづくり

○活かに満ち躍進するまち

- ・教育の向上と充実

○誰もが生き生きとして暮らせるまち

- ・次世代を担う子どもたちの心豊かな成長を支援
- ・生涯にわたって充実した人生を送るため町民の健康増進を支援

○安心・安全に暮らせるまち

- ・交通安全の推進
- ・災害対応の推進

○快適に暮らせる

V 基本方針

学校教育

基礎学力と豊かな心や健やかな体の育成を図る

学校・家庭・地域の連帯を深め、開かれた学校づくりを推進し、「えりも型地域学校」を構築する

教師の資質・能力と組織力の向上により、信頼される学校づくりを推進する

教育環境の整備充実を図る

社会教育

生涯を通じて積極的に学ぶことができる環境づくりを推進する

関係団体と連携を図り、多様な学習機会の提供を推進する

健康な生活を送るため、スポーツに親しむ環境づくりを推進する

心の豊かさと、潤いのある生活を育む文化・芸術活動を推進する

VI 重点施策

○基礎学力の育成

基礎的な知識・技能や思考力、判断力、表現力の向上を目指し、学習指導と学習習慣の確立に努めます。

○いじめ防止対策の充実

えりも町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組を行うとともに、道徳教育の推進と生徒指導の充実に努めます。

○教育環境の整備

安心・安全な教育環境を確保し、情報通信機器の効果的活用など学校施設整備の充実に努めるとともに、教職員個々の人間性・社会性・指導力の向上を図る研修の充実に努めます。

○生涯学習の推進

いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる環境づくりと、学びを支えるネットワークづくりを進め、学びの成果を暮らしや地域づくりに生かす取組を進めます。

○スポーツに親しむ環境づくり

明るく豊かな町づくりを目指し、各年齢層に応じたスポーツの振興を通じ、心身の健康保持や体力向上に向けた取組を進めます。

○芸術・文化の振興

心の豊かさと潤いのある生活を実現するため、町民が主体的に芸術・文化活動に親しむことができるよう、環境づくりと機会の充実に努めます。

○地域文化の継承

郷土「えりも」に伝承されてきた歴史遺産・伝統文化を保存・公開し、郷土文化の関心を高め、歴史と伝統を活かした創造・発信に努めます。

VII 関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 [平成26年6月20日改正]

(大綱の策定等)

- 第1条の3** 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
 - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

教育基本法 [平成18年12月22日法律第120号]

(教育振興基本計画)

- 第17条** 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

《参考資料》

えりも町第6期総合計画の施策の体系
[平成28年度～平成37年度]

えりも町第6期総合計画 教育分野		
目 標	政 策 項 目	施 策 の 柱
人を大切にし、人にやさしいまちづくり	1 生涯学習の推進	(1) 生涯学習体制の整備
	2 幼児教育	(1) 幼児教育の充実
	3 小中学校教育	(1) 教育活動の充実 (2) 特別支援教育の充実 (3) 教職員の資質向上 (4) 学校施設・設備の整備
	4 高等学校教育	(1) 教育活動の充実 (2) 入学者の確保 (3) 進路指導の充実 (4) 施設、設備の充実
	5 社会教育	(1) 高齢者教育の充実 (2) 成人教育の充実 (3) 青少年教育の充実 (4) 社会教育施設の整備
	6 家庭教育	(1) 家庭の教育力の向上
	7 スポーツ活動	(1) スポーツ活動の振興 (2) 推進体制の整備 (3) 体育施設の整備
	8 芸術・文化	(1) 芸術・文化活動の振興 (2) 伝統文化の保存と文化財保護